

相続人を確定させたら…

ここまで色々なケースで相続人は誰なのか考えてきましたが、相続人を確定させた後の遺産の分配はどのようにすればよいでしょう。遺言がない場合、民法には法定相続分という相続割合が定められています。例えば、ケース1の事例における法定相続分は、母が2分の1、子供たちが各4分の1ずつとなります。

ただ、相続人全員による話し合いにより、この法定相続分に縛られない分配も可能です。ケース1の場合に、母がすべての遺産を取得するという分配も可能ということになります。これを遺産分割協議といいます。

遺産分割協議とは

遺産分割協議とは、相続人全員で遺産の分け方を話し合うことをいい、相続人全員の合意により、誰が、どの遺産を、どれだけ取得するかを決める手続きになります。相続が発生すると、まずは法定相続分に従いすべての遺産が相続人全員の共有になりますが、遺産分割協議を行うことでこれを解消することができます。ただし、遺言が無い場合の相続です。

遺産分割協議の注意点

遺産分割協議において大切なのは相続人全員で行わないといけないことです。相続人の一部が欠けたまま遺産分割協議を行うと無効になってしまうので要注意です。例えば、行方不明の相続人を除いて行われたものや、認知した子がいた場合にその子を除いて行われた遺産分割協議は無効になります。そのため、相続人を確定させることは、相続の手続きを進めていくうえで非常に重要な要素となります。そして、相続人を確定させるためには、戸籍を収集して判断することが大切です。亡くなった方の生まれてから亡くなるまでの全ての戸籍を収集することで、相続人を確定させることができます。

相談できる安心を

広島司法書士会

Hiroshima Judicial Scriveners

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番69号

TEL 082-221-5345

FAX 082-223-4382

URL <https://www.shiho-hiro.jp>

広島司法書士会

検索



QRはこちら！

広島司法書士会で検索！



広島の

司法書士が今、一番伝えたい情報を発信するニュースレター

るっぽっぽ通信

Hiroshima
Judicial
Scriveners

vol. 2
December
令和6年12月



vol. 2
知

身近な法律や制度に関する情報を分かりやすくお伝えします

知っていたら役に立つ！

皆さん、こんにちは！広島司法書士会イメージキャラクター「るっぽっぽ」です！
これから定期的に、皆さんに旬な情報をお届けします！

今回お届けする
情報は…

相続登記義務化ってどういうこと？

Q1. 相続登記が義務化されたらどうなるの？いつからなの？

A 不動産の所有者が死亡した場合、自分が相続したことを知った時から3年以内に相続登記を行わなければなりません。今年(令和6年)4月1日から義務化されました。

Q2. 相続登記ってなに？

A 不動産の所有者が死亡したことにより、不動産名義を相続人に変更する手続きのことです。

Q3. 相続登記が義務化される前に発生した相続は関係ないの？

A 義務化される前に発生した相続にも適用があるので、一定期間内に相続登記をする必要があります。

Q4. 遺産分けの話し合い(遺産分割協議)が3年以内にまとまらない場合はどうすればいいの？

A その場合には、『相続人申告登記』という代わりの制度を取り敢えず利用することができます。これにより相続登記の義務を果たしたことになります。ただし、これはあくまで仮の登記なので、その登記をした後、相続人間で遺産分割協議をすることをおすすめします。

Q5. 相続登記って自分でする必要があるの？

A 相続登記は、法務局に申請することで行います。本人ですることでもできますが、司法書士に依頼することもできます。

重要！

相続登記を行う際には、**相続人が確定している**必要があります。
遺産分割の際にも、誰が相続人なのかは非常に重要な事項となります。
そこで、次ページから**誰が相続人になるのか**を事例を踏まえて解説していきます。



人が亡くなり、相続手続きを行う際、まずはじめに重要なのは**相続人を確定**することです。遺言書によって相続人が指定されていない場合、民法で定められた法定相続人が遺産を相続することになります。法定相続人となるのは、被相続人の配偶者と血族です。血族とは、親や子など血縁関係のある親族のことを言い、養子や養親も含まれます。配偶者は必ず相続人となり、血族がいる場合は、法定の順序に沿って相続人となります。

【民法上の順序】

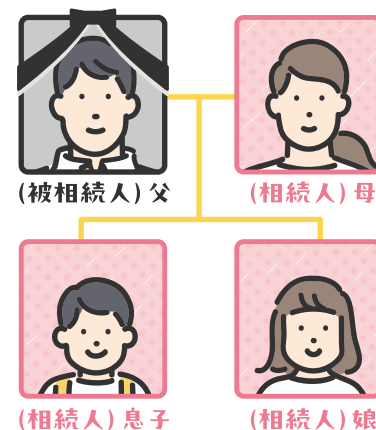
第1順位 子 第2順位 直系尊属（親や祖父母） 第3順位 兄弟姉妹

それでは、ケース別にみていきましょう。

ケース1

父、母、子供2人の4人家族で、父親が亡くなった場合

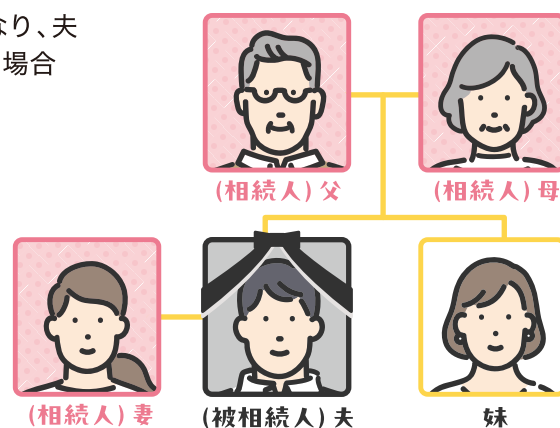
相続人は配偶者である母と子供2人となります。



ケース2

子供がいない夫婦の夫が亡くなり、夫の両親が存命、夫に妹が1人いる場合

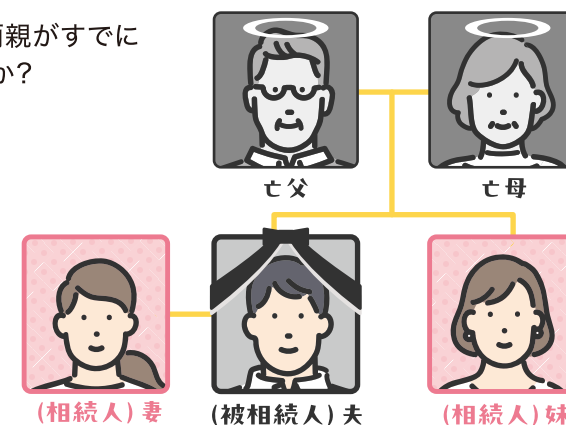
相続人は配偶者である妻と夫の両親となります。夫の妹は、先順位の相続人（両親）がいるため、相続人とはなりません。



ケース3

ケース2と同じ家族構成で、夫の両親がすでに亡くなっている場合はどうでしょうか？

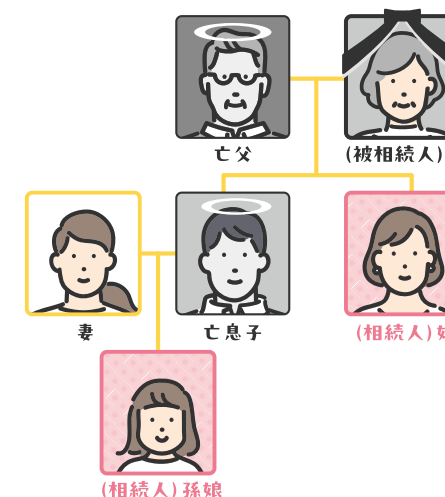
この場合、先順位の相続人がいないため、妻と夫の妹が相続人となります。



ケース4

相続人となる子供が、親の相続前に死亡している場合を考えてみましょう。

図のように、母が亡くなった際、本来相続人となるべき2人の子供のうち、息子が既に亡くなっているケースでは、亡息子に代わってその子供が相続人となります。（図の事例でいうと、娘と孫娘が相続人となります。）これを代襲相続といいます。相続前に死亡している場合に加えて、相続欠格や相続廃除でも代襲相続が発生しますが、相続放棄をした場合は、その人は最初から相続人として存在していなかったこととなり、代襲相続は発生しません。



ケース5

ケース4と同じパターンで、母が亡くなった翌日に息子が亡くなった場合（相続発生時は生きていた）はどうでしょう。相続が連続で起こった場合です。

この場合は、孫娘だけでなく、息子の配偶者である妻も相続人の一人となります。（娘、妻、孫娘が相続人）母の相続人として遺産分割を行うことのできる権利が、息子の相続財産の一つとして、妻、孫娘に引き継がれたからです。これを数次相続といいます。遺産分割をしないまま放置していると、この数次相続がいくつも発生し、結果的に相続人が膨大になってしまう危険性があります。

